広告付き表示板設置に係る公募の概要及び日程

募集要領・仕様書・公募文等作成

10 月 1 日公告

公　募　文　掲　出

（本部ホームページに公告）
※　県警 HP からダウンロード又は会計課窓口

10 月 1 日～10 月 17 日
質疑メールで受付

質疑受付・要領等交付

（関係資料→直接会計課管財係へ提出）
- 参加申込書
- 企画提案書
- 広告事業の実績書
- 会社概要
- その他参考資料等

企画提案書受付
11 月 7 日まで

業者から申請受付

11 月中旬頃

業者選定委員会

①委員長・委員が評価者となり、書面審査を行う。
②評価を得点化し、広告料の年額とも総合的に判断して業者を決定。
③現契約業者１者のみの応募かつ現状と同内容企画であった場合は、評価は得点化せず、「可」または「不可」のどちらかとする。

・委員長　会計課長
・委員4名　免許センター長
総務課広報室長
免許センター免許企画科長
会計課管財係課長補佐

11 月下旬頃

業者決定・通知

決定業者と契約内容について協議・調整

業者の提案内容に沿って協議。

契約締結

協議・調整の上で双方が合意に至った時点
（以降５年を限度として延長可）

契約締結～１月頃

広告募集活動・広告面制作、設置等

（行政財産使用許可申請の手続き）
・行政財産使用許可申請書の提出依頼
・転貸借契約の締結

広告料の対象となる期間も、実際に広告を掲出したかに関わらず、使用許可と同じ期間。
※広告料・使用料は月割り、日割りして計算する。

・行政財産使用許可（新規）
・転貸借契約の締結

表示板設置の準備を
開始した日(R７.12 以降)
～令和８年３月 31 日

広告料・行政財産使用料（貸付料）歳入調定